

**令和2年第3回泉南市議会臨時会議案補助資料  
新旧対照表**



## 資料一覧表

(令和2年11月27日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	1	泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案	2	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案	3	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9



議案第1号補助資料 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表

第1条 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表（令和2年12月1日施行）

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じ、更に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の210</u>を乗じ、更に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

第2条 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表（令和3年4月1日施行）

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の210</u>を乗じ、更に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の212.5</u>を乗じ、更に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>



議案第2号補助資料 特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、給料及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に、6月に支給する場合においては100分の192.5、12月に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、更に、基準日以前6箇月以内の期間における特別職の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その支給の方法については、一般職の職員の例によるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、給料及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に、6月に支給する場合においては100分の192.5、12月に支給する場合においては<u>100分の202.5</u>を乗じて得た額に、更に、基準日以前6箇月以内の期間における特別職の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その支給の方法については、一般職の職員の例によるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>



議案第3号補助資料 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

第1条 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（令和2年12月1日施行）

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額はそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制の段階、職務の級等において、その職員の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める率を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に<u>100分の130</u>を乗じ更に基準日以前に6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員等に対する前項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員 前項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 前項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の75」とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額はそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制の段階、職務の級等において、その職員の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める率を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に<u>100分の125</u>を乗じ更に基準日以前に6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員等に対する前項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員 前項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 前項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の75」とする。</p> <p>4 (略)</p>

第2条 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（令和3年4月1日施行）

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p>	<p>(期末手当)</p>

## 第23条 (略)

2 前項の期末手当の額はそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制の段階、職務の級等において、その職員の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める率を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に100分の125を乗じ更に基準日以前に6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員等に対する前項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員 前項中「100分の125」とあるのは「100分の72.5」とする。

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 前項中「100分の125」とあるのは「100分の75」とする。

4 (略)

## 第23条 (略)

2 前項の期末手当の額はそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制の段階、職務の級等において、その職員の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める率を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に100分の127.5を乗じ更に基準日以前に6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員等に対する前項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員 前項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 前項中「100分の127.5」とあるのは「100分の75」とする。

4 (略)

## 会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表（令和2年12月1日施行）

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(期末手当に関する経過措置)</p> <p>2 第13条第1項及び第22条第1項の規定により準用する給与条例第23条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の65」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(期末手当に関する経過措置)</p> <p>2 第13条第1項及び第22条第1項の規定により準用する給与条例第23条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の65」とする。</p>

